

大磯町大磯学童保育クラブ運営事業者選定委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大磯町大磯学童保育クラブ運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その所掌事項及び委員並びに運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、大磯町大磯学童保育クラブ運営事業者募集要領に基づき応募者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングを別に定める大磯町大磯学童保育クラブ運営事業者選定委員会審査要領に基づき審査する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、10名以内の委員をもって組織する。

- (1) 大磯学童保育会の保護者 4名以内
- (2) 大磯町子ども・子育て会議の委員 1名以内
- (3) 大磯町立小学校関係者 1名
- (4) 大磯町放課後子ども教室のコーディネーター 2名以内
- (5) 大磯町町民福祉部長
- (6) 大磯町政策総務部財政課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和4年度の末日までとする。ただし、年度の途中で委託法人の審査が終了した場合は、その日までとする。

(委員長)

第5条 委員会の委員長は大磯町町民福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、公開することにより申請者の正当な利益を害するおそれのある事項を審議する場合等、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）第6条の各号のいずれかに該当する情報について審議する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た情報について、他に漏らしてはならない。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の選定結果を町長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、大磯町町民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。